# Ⅲ. 数量変更

# 1. 数量変更

#### 〈事務処理要領〉 第3章 数量契約の変更または解約

#### 1. 数量変更および解約

加入生産者が、災害・廃業等やむを得ない事由で契約数量の減少または契約の解約を単協等を通じて基金に申し込んだ場合に、基金は当該申し出を承認した後、評議員会および理事会の追認を受けることができ、基金が変更を承認した日の属する四半期の次の四半期以降に係わる積立金について、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。

基金間移動に係る契約数量の変更についても、同様とする。

# 2. 数量変更または解約の手続

(1)変更または解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。(積立金の請求日との関連があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う)

2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
	数量変更または解約の対象となる四半期			
	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
	(7~9月)以降	(10~12月) 以降	(1~3月)以降	
加入生産者~単協	5月10日	8月10日	11月10日	
単 協~2号会員 (加入生産者~2号会員)	5月20日	8月20日	11月20日	
2 号会員 ~ 1 号会員 (単 協~ 1 号会員) (加入生産者~ 1 号会員)	5月 末日	8月 末日	11月 末日	
1号会員 ~基 金	6月10日	9月10日	12月10日	

- ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。
- (2) 加入生産者は数量変更・解約申請書に記名・押印して単協等に提出する。 単協等は災害・廃業等の事実関係を確認したうえ、証明書を添付して基金に提出する。 廃業証明書を発行する場合は、数量変更・解約の対象四半期の開始前に加入生産者が畜 産経営を終了し、家畜が全ていなくなることを確認する。

# Q104 年度途中での数量変更は認められますか

A: 契約数量の変更は、災害その他特別な理由があり、かつ契約数量を減少する場合を除き 認められません。具体的には、廃業、風水害等の天災、家畜伝染病予防法に基づく防疫措 置、経営者の病気・怪我、行政措置等により飼養頭羽数を減じた場合、減じた家畜(家禽) 分の契約数量の下方修正を認めます。(廃業の場合は、数量変更の対象四半期の開始前に 廃業する生産者が対象です。)

P150の生産者からの申請書に農協組合長等の証明書を添付して、P151~152の様式で 県連・くみあい飼料を通じて全農に申請してください。

また、県連やくみあい飼料のとりまとめ部署はシステム入力を行ってください。基金に おける承認手続きを経て変更手続きが終了します。

# Q105 数量変更の申請期限はいつですか

A: 積立金の請求との関連で、農協から県連等への申請期限(およびシステム入力期間)は 以下のとおりとなっています。(土日祝日に当たるときは繰り上げ)

対象時期	農協から県連等 への申請期限	システム入力期間
7~9月期	5月20日	5月1日~31日
10~12月期	8月20日	8月1日~31日
1~3月期	11月20日	11月1日~30日

また、全農本所への提出期限は同じ月の月末です。

Q106 システム入力を行った後、数量変更を行わないことになったため、データを削除したいのですが、どうしたらよいですか

A: 一旦登録されたものは県連やくみあい飼料では削除できませんので、全農本所にご連絡ください。全農にてデータの削除を行います。

Q107 生産者が死亡(または行方不明)の場合、生産者から申請書がもらえませんが、どうしたらよいですか

A: そのような場合、生産者からの申請書は不要です。 農協は、県連(または全農)宛ての申請書に廃業証明書等を添付して提出してください。

Q108 災害等の発生により数量変更を申請する場合、どのような書類を添付すればよいですか

A: 廃業する場合は廃業証明書を、一時的に休業となる場合は休業証明書 (P154) を、一部減少の場合は飼養頭羽数の減少を証明する文書 (P155) を添付してください。

Q109 乳牛と肉牛の基金契約のある生産者が乳牛のみをやめる場合、数量変更の申請ができますか

A: できません。

廃業として数量変更申請できるのは、全ての畜種の飼養をやめた場合です。

# 2. 追加数量変更

# 〈事務処理要領〉 第3章 数量契約の変更または解約

# 2. 数量変更または解約の手続

(3) 基金契約者の死亡(または行方不明)により廃業となる場合、基金契約者の破産等により積立金が納付できない場合、風水害等の天災もしくは火災により被害が生じた場合、および家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令が出された場合に限り、以下の期限までに追加的に申請を行うことができる。

	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(7~9月)以降	(10~12月) 以降	(1~3月)以降
1 号会員への申請期限	6月20日	9月20日	12月20日
基金への申請期限	6月25日	9月25日	12月25日

ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

# Q110 なぜ追加数量変更を認めることにしたのですか

A: 数量変更の申請期限は当該四半期の前々月末(7~9月期の数量変更であれば5月末)となっていますが、その後は、どんな事由が生じた場合も、契約数量どおりに積立金を納入しなければならなかったため、生産者が死亡した場合や、災害や鳥インフルエンザが発生した場合などには、対応に苦慮してきました。

そこで、平成29年度より事務処理要領を改定し、通常の数量変更の申請期限で一旦締め切り、積立金の請求を行うものの、

- ○基金契約者の死亡(または行方不明)により廃業となる場合
- ○基金契約者の破産等により積立金が納入できない場合
- ○風水害等の天災もしくは火災により被害が生じた場合
- ○家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令が出された場合 に限り、以下の日程で追加的に数量変更の申請ができることとしました。(土日祝日 に当たる場合は繰り上げ)

	7~9月期	10~12 月期	1~3月期
全農への申請期限	6月20日	9月20日	12月20日

# Q111 通常の数量変更申請の期限より前に事由が発生していた場合でも申請できますか

#### A: 申請できます。

生産者の死亡や、災害が発生しても、すぐには申請の手続きができないことが想定されるためです。

Q112 病気や高齢化など、死亡や行方不明によらない廃業の場合、追加数量変更の対象になりますか

A: 対象になりません。

積立金納入までの日数が限られるため、事務上の混乱を避ける観点から、対象を限定せ ざるをえません。通常の数量変更の申請に間に合わなかった場合、翌四半期にかかる数量 変更申請を行ってください。

Q113 追加数量変更の申請を行う場合の様式を教えてください

A: 生産者から農協等への申請様式は従来の様式を使用してください。

農協から県連等、県連から全農への申請様式はP158~159の様式を使用してください。 この際、当初申請内容と追加申請内容を記入していただきますが、生産者からの申請書等 の添付は追加申請を行う分のみで結構です。

Q114 追加数量変更のシステム入力はどうすればよいですか

A: システム入力期間終了後のため、全農にて入力します。

Q115 追加数量変更には全農への申請期限しかなく、生産者から農協、農協から県連への申請 期限を設けていないのはなぜですか

A: 災害等は急に発生するものであり、できる限り柔軟に対応できるよう、あえて各段階での申請期限を設けず、最終的に全農に所定の期限までに申請いただければよいようにしています。

Q116 追加数量変更の申請を期限内に行ったものの、積立金入金金額の変更が間に合わない場合、どうすればよいですか

A: 生産者から当初の金額で納入された場合は、差額を返金してください。 農協→県連(飼料会社)、県連(飼料会社)→全農の各段階での変更が間に合わない場合、 一旦、当初の金額で納入後、差額を返金してください。